

(4) 当社は、本項(1)及び(3)の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

1.8. 契約代行の状況

(1) 本項(1)の規定による契約の解除又は変更は、第13条から第15条までの規定による契約の解除によってお客様が払い戻すべき金額が定められたときは、旅行開始前の旅費による払戻しにあっては解約の翌日から算定して日以降に、通常又は旅行開始後の旅費による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様が当該通知を行ったを基準とします。

(2) 通常契約を締結したお客様に前項の払い戻すべき金額が定められたときは、当社は、携帯会員のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の旅費による払戻しにあっては解約の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の旅費による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様が当該通知を行ったを基準とします。

1.9. 旅程管理

(1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対して次の手配の旅行を行います。

①お客様が選択した旅行の内容に沿ってサービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、運送機関による旅程の変更等を請求することができる。

②前項の手配を承認したにもかからず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこととする。契約内容を変更するときは、変更後の旅行行程は当初の旅行行程の趣旨にかなうものとなるよう努めることとする。預託サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行行程が当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることとする。契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 当社によつてあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程管理を行わない旨を明示しているとき又は、天災地変等によつてサービス内容の変更を必要とする事案が生じた場合には代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきたいとあります。

(3) 本項(1)について、「添乗員同行」、「現地添乗員同行」（以下、「添乗員等」といいます）と記載されたコースについては、次項の「20. 添乗員等」の(1)～(2)になります。

2.0. 添乗員等

(1) 「添乗員同行」と記載されたコースには、全行程に添乗員が同行し、前項に掲げる業務その他当社の旅行に付随して当社の認め必要な業務の全部又は一部を行います。なお、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

(2) 「現地添乗員同行」と記載されたコースには、原則として旅行目的地（現地到着後も現地添乗までその間で記載した区間）に限り、現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は前号における添乗員の業務に準じます。

(3) 「現地係員同行」上記が記載されたコースには、添乗員は同行しませんが、現地係員が当社の認める必要な業務を行います。

2.1. 保険措置

(1) 当社の旅行中のお客様が夜宿、倒産等により保護を要する状態にあると認めたときは、お客様の保護をすることがあります。

(2) 皆号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

2.2. 当社の損害賠償責任

(1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を行った者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2日以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様が1つにつき1万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、連絡、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令等の他の当社又は手配代行者の関与しない事由により損害を受けたときは、当社は、該当費用を負担しません。

2.3. 特別賠償責任

(1) 当社は、前の項の規定に基づいて当社の責任とするかを問はず、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始前の日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(2) 「旅行開始前」とは、一定の損害に伴う損害額が通常外れの事故により生じ、身体に被つた一定の損害について、お客様名に限り支払べき賠償金として1,500万円、入院賃貸金として入院料により1万円から20万円、通院見合見金として通院料3日以上になったときは1万円～5万円、持病による損害額に係る賠償金（お客様名）により15万円を限度。

(3) 当社は前号の規定にかかるわざ、貴重品（現金、証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、バス券、クレジットカード、免許証、現金・貯金通帳（通帳及び現金引き出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記載されたデータ（SDカード、DID、USB等）、コントラクトデンジ、義歎等の他の約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。

(3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内ある「旅行同行者は含まれません」。

(4) 本項(1)の損害について当社が第22項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度額において、当社が支払うべき本項(1)の損害金は、当該損害補償金を含みます。

(5) 当社は、次に掲げた事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
②旅行日程に含まれていない場合、自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程、別表第1」に定めているもの。

③当社の募集型企画旅行に参加中のお客様と対象として、別途の旅行代金を受取して当社が実施する募集型企画旅行（オプショナルツアー）については、本体の旅行契約の一部として取り扱います（この場合、旅行契約において当該オプショナルツアーには「旅行企画・実施一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会」と表示します）。

(7) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が「連絡できない」旨が表示された日付（手配日）については、当該日にお客様が受けた損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。
①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
②旅行日程に含まれていない場合、自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程、別表第1」に定めているもの。

2.4. 無料乗車責任

(1) 本項(1)の規定の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

(2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報をの提供についてお客様にご同意いただけます。

(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様の連絡先・通路等の手配のために利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いについてお問い合わせいただけます。

(4) お申込みの場合は、当社の個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いについてお問い合わせいただけます。

(5) 前号の規定にかかるわざ、次(1)から(4)まで規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません。（「オーバーブーリング」は適用予約受付）が原則の場合を除きます）。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令による連絡、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当社の運行計画に沿らない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

②第13項から第17項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

③当社がつつの契約に基づき支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度額とします。また、お客様名に対して支払うべき変更補償金の額が5,000円未満である場合は、支払うべき変更補償金を支払いません。

④当社がお申込みの場合は、当社が支払うべき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づく損害補償責任が明らかになった場合は、当社は、支払いの義務を変更補償金の額を差し引いた額の損害補償金を支払います。

		1件あたりの率 (%)
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備により低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうちの契約書面のツアーカード、タイトル中に記載されたその他の変更	2.5	5.0

2.5. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を利用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2.6. 事故等の申込

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」に連絡ください（連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください）。

2.7. 個人情報の取扱い

(1) 当社が手配代行者の方は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報をについて、お客様の連絡先・通路等の手配のために利用させていただきますが、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報をの提供についてお客様にご同意いただけます。

(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様の連絡先・通路等の手配のために利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いについてお問い合わせいただけます。

(4) お申込みの場合は、当社の個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いについてお問い合わせいただけます。

(5) 前号の規定にかかるわざ、次(1)から(4)まで規定する変更の場合は、支払いの義務を変更補償金の額を差し引いた額の損害補償金を支払います。

2.8. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.9. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.10. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.11. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.12. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.13. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.14. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.15. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.16. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.17. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.18. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.19. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.20. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.21. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.22. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.23. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.24. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

2.25. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2023年11月6日現在です。

お問合せ・お申込みは

一般社団法人 仙北市農山村体験推進協議会

秋田県仙北市角館町中菅沢81-8

TEL:0187-43-2277 FAX:0187-55-1515

営業時間:平日:9:00～17:00

国内旅行業務取扱管理者:佐藤裕之

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（当営業所での取扱責任者）にご質問ください。